



【生産性向上特別措置法】 先端設備等導入計画について

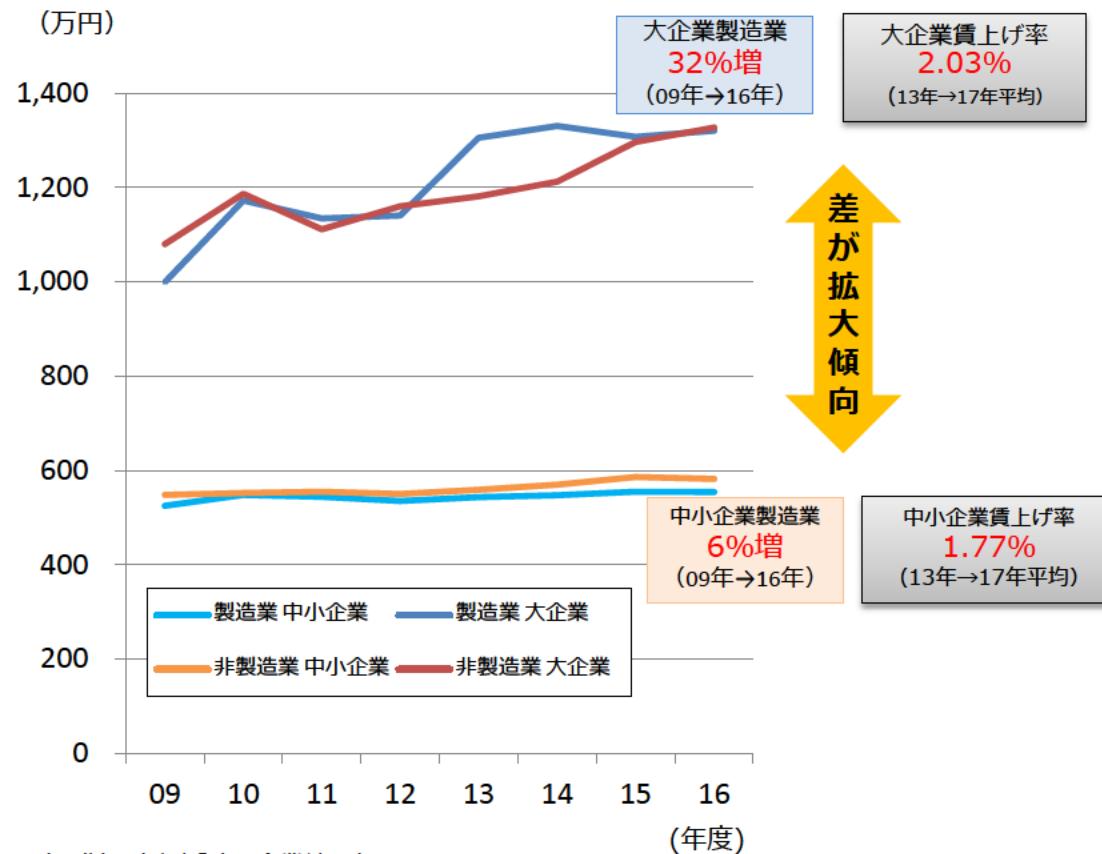
平成30年4月
経済産業省
中小企業庁

本資料は、「平成30年度税制改正の大綱」(平成29年12月22日閣議決定)、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第3号)及び「生産性向上特別措置法案」(平成30年2月9日閣議決定)の内容を分かりやすくまとめたものです。法案成立前の内容であることにご留意ください

中小企業の労働生産性の伸び悩みと設備投資の後押しの必要性

- 中小企業の業況は回復傾向であるが、**労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向**にあり、また、中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷となっている。
- 今後、**少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る。**

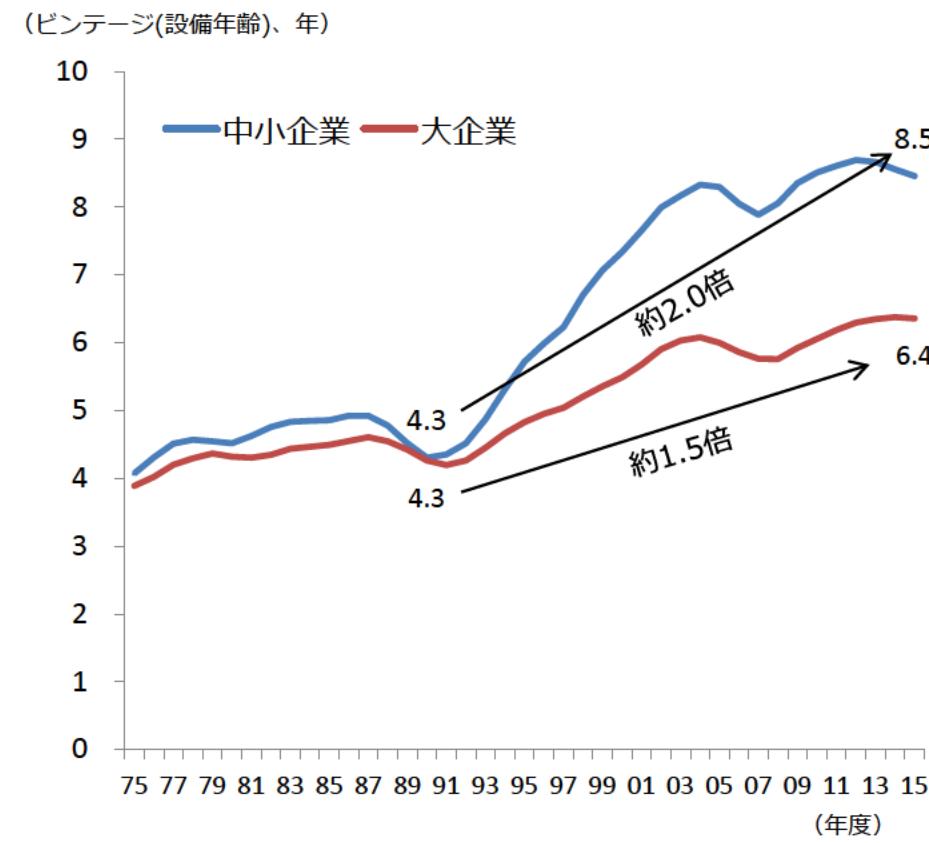
労働生産性の推移と賃上げ率



(出典) 財務省「法人企業統計年報」

(注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業をいう。
また、グラフ中の赤字は2009年から2016年の労働生産性の上昇率

企業規模別設備年齢の推移



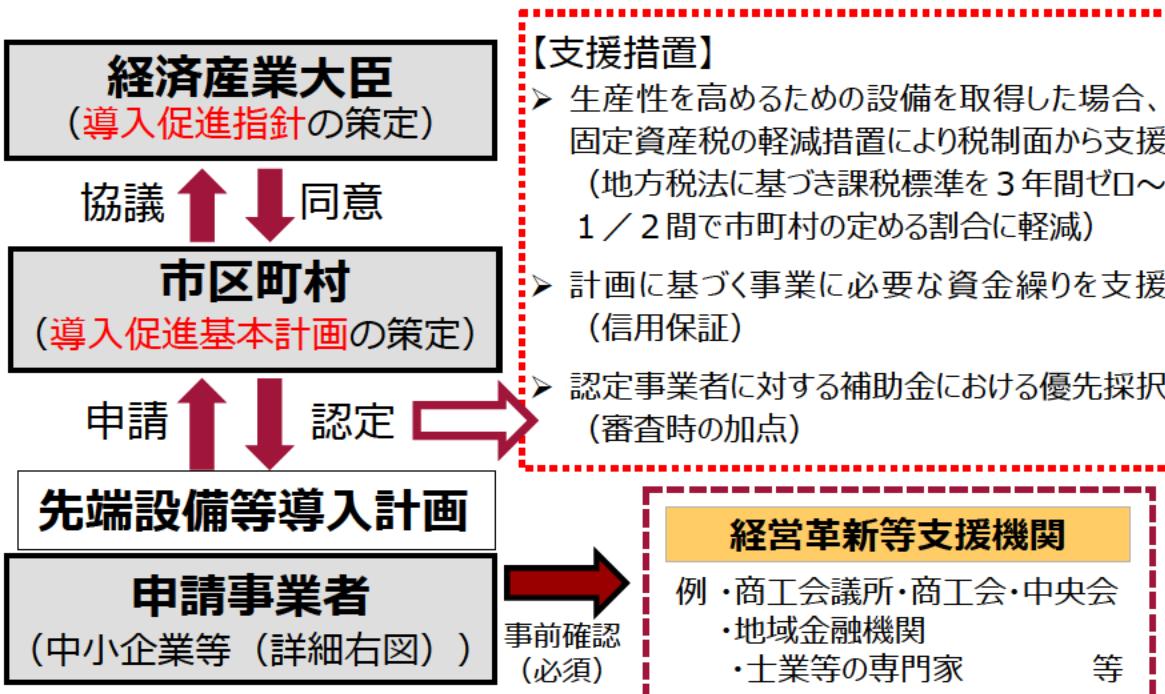
(出典) 財務省「法人企業統計調査年報」より

(一財)商工総合研究所「中小企業の競争力と設備投資」をもとに中小企業庁作成。 1

「先端設備等導入計画」の概要

- 「先端設備等導入計画」は、今国会に提出している「生産性向上特別措置法案」において措置される予定である、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。
- この計画は、所在している市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、中小企業・小規模事業者等が認定をうけることが可能です。認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を受けることができます。

○先端設備等導入計画のスキーム



○認定を受けられる「中小企業者」の規模 (中小企業等経営強化法第2条第1項)

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(注) 税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

「先端設備等導入計画」の内容

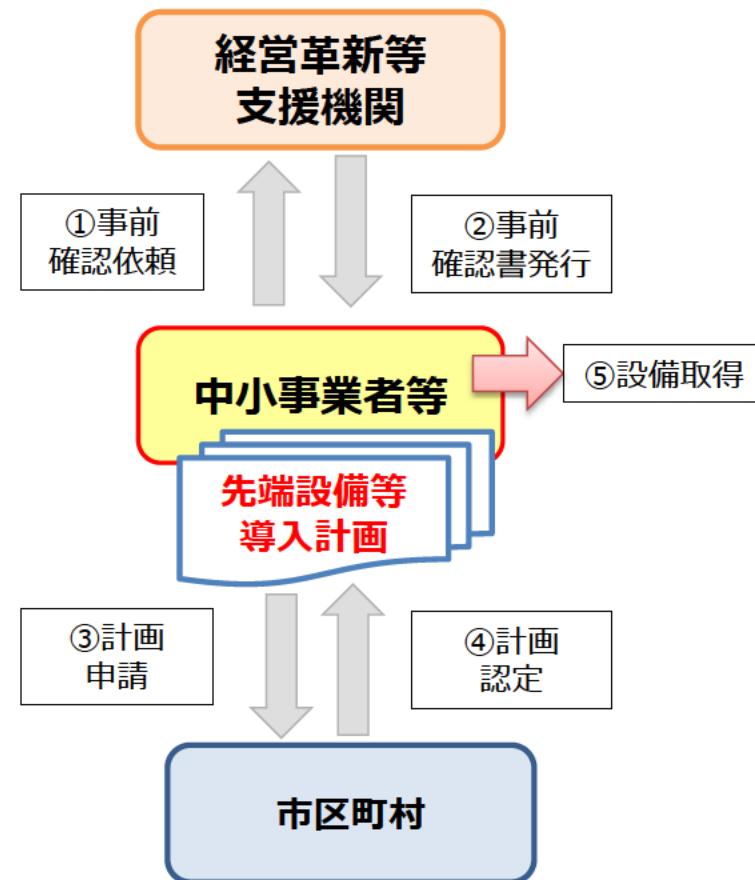
- 中小企業者が、①計画期間内で、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等を導入する計画を策定し、所在する市区町村における「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。

○先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年間
労働生産性	計画期間において、基準年度*比で労働生産性が9%以上（年平均3%以上）向上すること *直近の事業年度末 ○算定式 $\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$ (労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	○導入促進指針及び導入促進基本計画※に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること

※市町村によって、対象設備及び地域等が異なる場合あり

○先端設備等導入計画の認定フロー



(参考)国、市町村及び中小企業者等が策定する法定計画等のイメージ

①導入促進指針

主体：国

項目：①先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項

- ・計画期間（3年間）

- ・事業の生産性向上に係る目標（労働生産性年平均3%以上向上）

- ②先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項

- ③その他先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

②導入促進基本計画

主体：市町村 ※特別区を含む

項目：①先端設備等の導入の促進の目標

- ②先端設備等の種類

- ③先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

- ④計画期間（原則3年間）

- ⑤その他先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

※導入促進基本計画が次のいずれにも該当するものであるときは、国は同意するものとする。

- 国の導入促進指針に適合するものであること。

- 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

- 導入促進基本計画の実施が当該市町村の企業の生産性の向上に資するものであること。

(参考)国、市町村及び中小企業者等が策定する法定計画等のイメージ

③先端設備等導入計画

主体：中小企業者

項目：①先端設備等の種類及び導入時期

- ・直接当該事業の用に供する設備として取得する設備の概要
例）機械の種類、型番、設置場所等

※生産性向上に資する指標が旧モデル比で年1%以上向上することを確認する際には
工業会証明書を添付することにより確認

②先端設備等導入の内容

- ・事業の内容及び実施時期
- ・労働生産性の向上に係る目標

③先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

※認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において、先端設備等導入計画
記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上する
かについて確認し、確認書を発行。中小企業者等は、当該確認書を添えて市町村へ認定申請。

※市町村は、先端設備等導入計画が次に掲げる基準に合致するときは、その認定をするものとする。
○導入促進指針及び導入促進基本計画に適合するものであること。
○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

固定資産税の特例について

- 先端設備等導入計画の認定を中小企業のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

対象者 ※ 1	資本金額 1 億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象設備 ※ 1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1 %以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 <ul style="list-style-type: none">◆機械装置（160万円以上/10年以内）◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）◆器具備品（30万円以上/6年以内）◆建物附属設備（※ 2）（60万円以上/14年以内）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されること/中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1／2（※ 3）に軽減

※ 1 市町村によって異なる場合あり　※ 2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く　※ 3 市町村の条例で定める割合

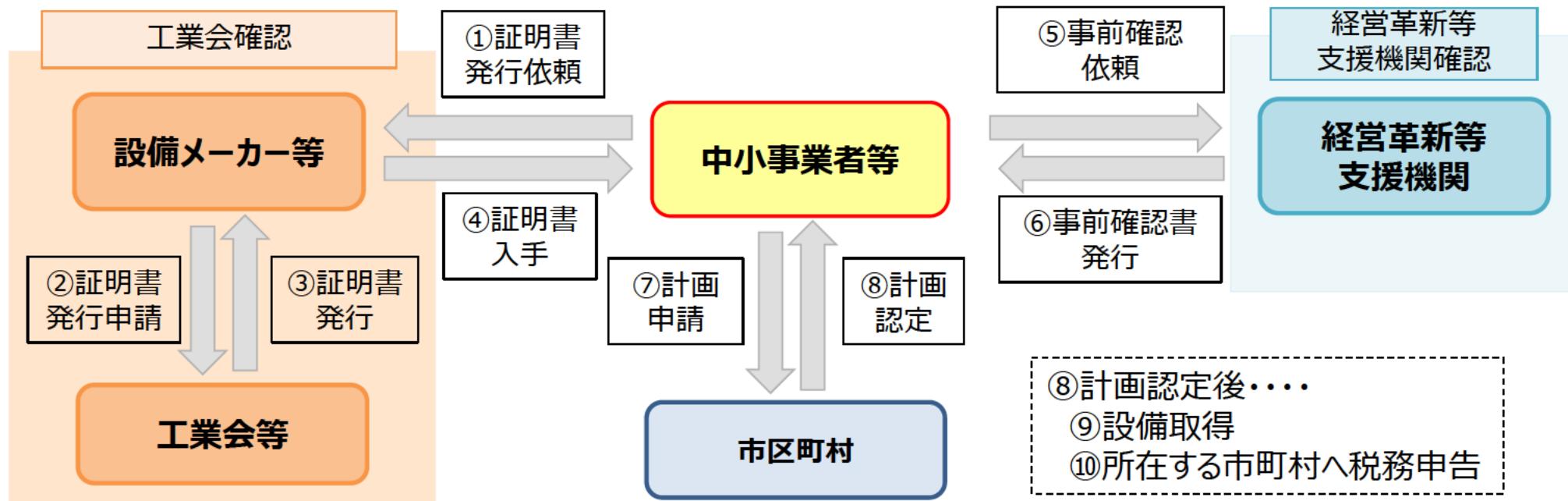
固定資産税の特例について（スキーム図）

<工業会等の確認内容>

- 一定の期間内に販売が開始されたモデルであること
- 生産性向上（年平均1%以上）要件を満たしていることの確認（同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による）

<経営革新等支援機関の確認内容>

- 先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するかについて確認



【注1】「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。（計画変更により設備を追加する場合も同様。）<詳細次頁>

【注2】工業会証明書につきましては、中小企業等経営強化法の証明書と異なるものとなる可能性がありますので、法律の成立後に公開される様式をご利用いただくようご留意ください。

※1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。

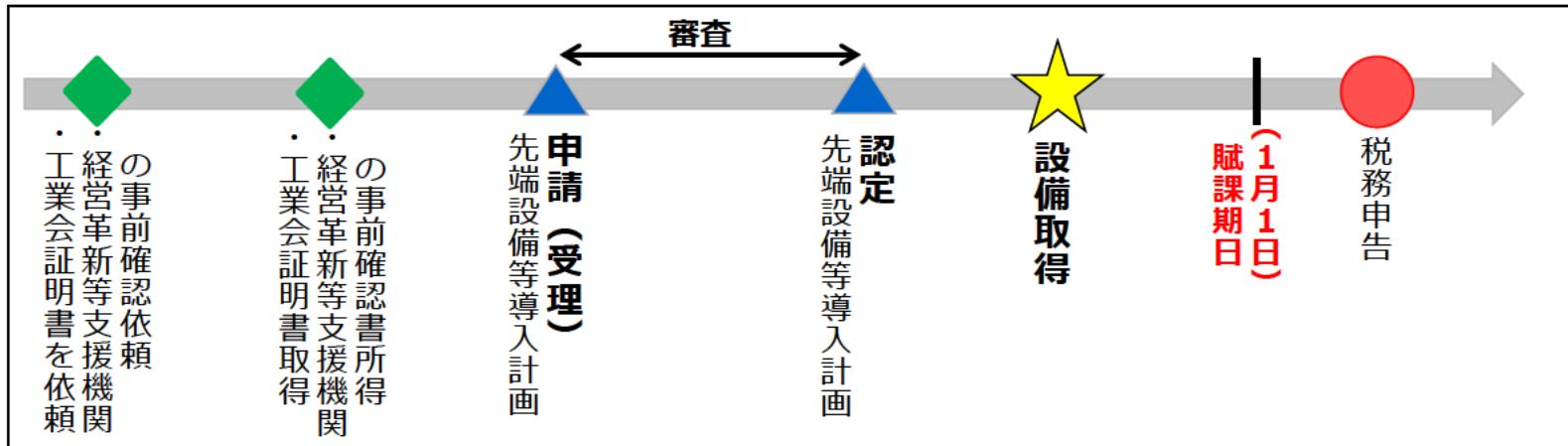
※2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。

※3 補助金の優先採択を検討されている場合、補助金の交付決定前に契約した設備は補助対象になりませんので、工業会の証明書取得の際にご留意ください。

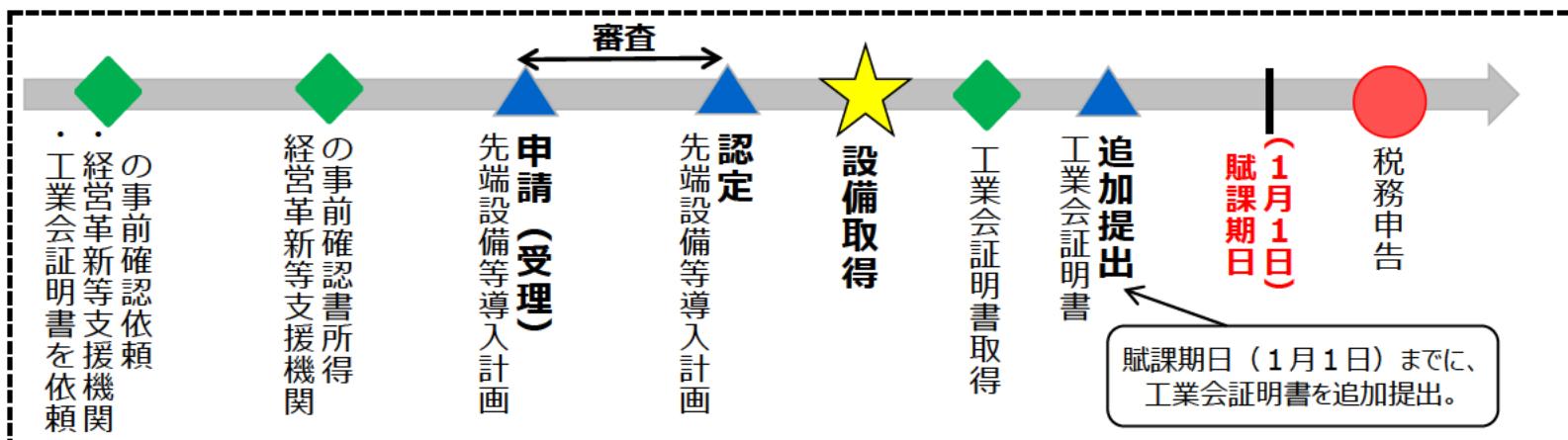
(参考) 設備の取得時期について

- 先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。
- ただし、「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに、工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。（計画変更により設備を追加する場合も同様です。）

○設備取得と計画認定のフロー



【例外】工業会証明書が申請までに間に合わない場合



【注】工業会証明書につきましては、中小企業等経営強化法の証明書と異なるものとなる可能性がありますので、法律の成立後に公開される様式をご利用いただくようご留意ください。